「地域 DX モデル横展開支援業務」企画提案コンペ 募集要項

1 業務名称

地域 DX モデル横展開支援業務

2 業務目的

ICT・データ利活用による社会課題の解決に向けて、県内外の地域 DX の優良事例の中から県内地域へ広域的に導入するのに相応しいサービスモデルを抽出し、内容の紹介から事業者との橋渡しまでを行うことで、県内市町への横展開を支援することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

別紙「地域 DX モデル横展開支援業務委託」仕様書の通り

5 業務委託条件

- (1) 委託料は4,400千円を上限とする(消費税及び地方消費税を含む)。
- (2) 本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。本業務の全部又は一部を兵庫県の承諾を得ずに第三者に再委託することはできない。

6 応募資格

以下に掲げる事項をすべて満たすこと。複数の事業者が共同企業体として参加する場合は、その共同企業体のすべての構成員が以下に掲げる事項をすべて満たすこと。なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員のすべてがその他の共同企業体の構成員及び提案者になることはできない。

- (1) スマートシティに関する知見を有し、本業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体等、暴力団もしくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。

- (3) 県の入札参加資格制限基準(地方自治法施行令第 167 条の4 (一般競争入札の参加者の資格)の規定に基づく)による資格制限を受けていない事業者等であること。
- (4) 県の指名停止基準にもとづく指名停止を応募書類の受付期間において受けていない事業者等であること。
- (5) 県が賦課徴収する全ての県税並びに消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- (6) 本業務の実施にあたり、県との打ち合わせなどに適切に対応できること。
- (7) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。

7 応募期間

令和6年5月14日(火)~令和6年5月28日(火)17:00まで※必着

- 8 応募書類の提出
- (1) 必要書類および部数
 - ① 応募申請書(様式1)10部
 - ※ 共同企業体として参加する場合は、代表事業者名で申請し、共同企業体構成事業者リスト(様式任意)を添付すること。
 - ② 提案者概要(様式 2)10 部
 - ※ 共同企業体として参加する場合は、すべての構成員が提出すること。
 - ③ 企画提案書(様式任意)10 部
 - ※ 10ページ程度を目安に作成すること。
 - ④ 見積書(様式任意)10 部
 - ⑤ 誓約書(様式3)1部
 - ※ 共同企業体として参加する場合は、すべての構成員が提出すること。
 - - (ア) 定款又は寄付行為(法人格を有していない場合は、規約等これに類する 書類
 - (イ) 会社概要等、提案者の概要がわかる書類
 - ※ 共同企業体として参加する場合は、すべての構成員が提出すること。
 - ※ 審査の必要上、後日、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 提出方法

持参、郵送またはEメールにより、令和6年5月28日(火)17:00まで(必着)に応募書類を提出すること。

- ※ 郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。
- ※ 持参の場合、受付は土日を除く各日の 9:00 から 17:00 まで (12:00 から

13:00を除く)とする。

※Eメールによる場合は、応募書類一式の郵送は後日でも可とする。

(3) 提出先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 3 号館 12 階 兵庫県企画部デジタル戦略課スマートシティ推進班

E-mail: digital_s@pref.hyogo.lg.jp

(4) 内容についての質問等

① 募集要項および仕様書に関する質問

質問書(様式4)により、令和6年5月20日(月)正午までに、Eメールにて提出すること。その際、「件名」に【質問:地域DXモデル横展開支援業務】と明記するとともに、電話により到着を確認すること。

② 質問に対する回答

令和6年5月22日(水)までに E メールにより回答する。ただし、関係者などへの確認を要する質問等で期限までに回答できない場合は、その旨連絡をする。

(5) その他

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は、本企画提案の審査のためにのみ使用する。
- ③ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、非公開とする。ただし、企画提案書等を公表する必要がある場合は、提案者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

9 審查

(1) 審査方法

- ① 審査会において提出された企画提案書等を基に審査の上、受託予定者を選定する。
- ② 審査は、原則として書類審査により行うが、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

(2) 審査基準

仕様書記載の業務目的・業務内容の反映等、以下の基準により審査を行う。

審查項目	審査内容	配点
1 企画性	□企画等の構成、アイデア等は事業目的を達成するための優れた 内容となっているか。	2 0
2 具体性	□業務の実施方法は実現可能なものとなっているか。	2 0
3 計画性	□ 適切な事業計画(スケジュール)となっているか	2 0
4 実 施 体 制	□ 県との連携体制は十分か □ 運営にあたり十分な人員配置となっているか □ 共同企業体での応募の場合、それぞれの役割分担は明確か □ 法令遵守・情報管理に必要な体制は十分か □ 過去に類似業務を受託した実績があるか	2 5
5 経済性	□ 見積額・積算内訳(根拠)は適当か □ 費用対効果に優れた内容となっているか	1 5
合 計		1 0 0

(3) 審査結果

審査結果については、応募者全員に文書で通知する。

- (4) 審査対象からの除外 (失格事項)
 - ① 「6応募資格」に該当しない場合
 - ② 募集要項に違反または著しく逸脱した場合
 - ③ 審査会の選定委員等に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
 - ④ 応募書類に虚偽の記載を行った場合
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(5) 採択の取り消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

10 業務委託契約の締結等

- (1) 最優秀提案を行った事業者と県とで協議を行い、提案内容を基に仕様を確定し、業務 委託契約を締結する。協議が不調の時は、次順位の事業者と協議を行う。
- (2) 提出された企画提案書は、県との協議により、業務項目の削除など内容の変更を求める場合がある。
- (3) 契約書は、別添に示す委託契約書(案)を基本とする。
- (4) 契約の相手方となる受託者は、契約保証金として、概算契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の全部または一部を免除することがある。

11 業務委託契約の解除

- (1) 委託契約書に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払をしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

12 事業報告等

- (1) 委託業務終了後は、実績報告書を県に提出する。
- (2) 業務実施の進捗状況については、上記以外にも随時報告を求める場合がある。

13 業務委託料の支払い

- (1)業務委託料は、原則、委託業務終了後に提出される上記 12(1)の実績報告書に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (2) 委託契約の内容どおりの業務執行が認められないなど、県が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

14 著作権

本業務により制作される成果物の著作権は県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。

15 留意点

- (1) 瑕疵担保責任は、検収合格目から1年とする。
- (2) 本業務実施に際しては、企画提案書の全ての提案が採用されるものではない。県と受託者との協議によって、業務内容の変更を行う場合がある。また、募集要項、仕様書

又は採用された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、県と協議 し、その指示に従うこと。

- (3) 受託者は、本業務が県との委託契約に基づく業務であることを十分に認識し、適正な業務及び経費の執行に努めること。
- (4) 本業務の経理を明確にするため、受託者が実施している既存事業の経理とは明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿類、通帳等)を本業務終了後5年間保存すること。
- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。
- (7)本業務の受託により得られた情報は、委託業務終了後においても守秘義務がある。
- (8) 本業務のクレーム対応については、受託者において対応すること。
- (9) 本業務実施に際しては、県と連絡を密にして業務にあたり、疑義が生じた場合は県と協議し、その指示に従うこと。

16 問合せ先

兵庫県企画部デジタル戦略課 スマートシティ推進班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 3 号館 12 階

TEL: 078-341-7711 (代表) / 内線 2168

078-362-9013 (直通)

E-mail: digital_s@pref.hyogo.lg.jp